

大学改革支援・学位授与機構が行う 法科大学院認証評価について



NIAD-QE

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構
令和3年6月

機構が行う法科大学院認証評価の目的

1. 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かを認定する（適合認定）
2. 当該法科大学院の教育活動等の質の向上及び改善を促進するため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院を置く大学に通知する
3. 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示す

機構が行う評価の基本的な方針

- (1) 評価基準に基づく評価
- (2) 教育活動を中心とした評価
- (3) 各法科大学院の個性の伸長に資する評価
- (4) 自己評価に基づく評価
- (5) ピア・レビューを中心とした評価
- (6) 透明性の高い開かれた評価

評価の実施体制

法科大学院認証評価委員会

評価基準や評価方法等の決定、評価結果の確定 等

運営連絡会議

評価部会間の調整、評価実施後の法科大学院における教育活動等の質の確保に関する調査 等

評価部会

対象法科大学院ごとの調査(書面調査・訪問調査)の実施、評価結果(原案)の作成 等

専門部会

特定の専門事項の調査

法科大学院認証評価スケジュール

評価実施前年度

機構による評価に関する説明会
法科大学院の自己評価担当者等に対する研修等の実施（6月）

評価の申請及び受付(9月末)

評価実施年度

自己評価書の提出（6月末）

評価結果(案)の通知(1月末)

意見の申立ての手続(2月)

評価結果の確定(3月)

当該法科大学院を置く
大学に通知

文部科学大臣に報告

広く社会に公表

法科大学院認証評価関係冊子類（1）



独立行政法人
大学改革支援・学位授与機構
National Institution for Academic Degrees and Quality Enhancement of Higher Education

English | 文字サイズ 中 大 特大



HOME > 大学等の評価 > 認証評価 > 法科大学院認証評価 > 法科大学院評価基準要綱等・評価手数料・自己評価書様式等

大学等の評価

> 認証評価

- ・ 大学機関別認証評価
- ・ 高等専門学校機関別認証評価
- ・ 法科大学院認証評価

> 選択評価

- ・ 大学機関別選択評価

> その他の第三者評価

- ・ 第三者評価

> 国立大学教育研究評価

znad.ac.jp/evaluation/ 法科大学院共同利用機関の

法科大学院評価基準要綱等・評価手数料・自己評価書様式等

法科大学院評価基準要綱等

● 令和4年度実施分

- [法科大学院評価基準要綱（令和3年2月改定）](#) PDF-file
- [自己評価実施要項（令和3年3月改定）](#) PDF-file
- [評価実施手引書（令和3年3月改定）](#) PDF-file
- [訪問調査実施要項（令和3年3月改定）](#) PDF-file

● 令和2年度実施分

【機構ウェブサイト】 大学等の評価

認証評価

法科大学院認証評価

法科大学院評価基準要綱等・評価手数料・自己評価書様式等

※ 法科大学院認証評価に関する冊子をダウンロードできます

法科大学院認証評価関係冊子類（2）

冊子類

改定済

- 1 法科大学院評価基準要綱
- 2 自己評価実施要項
- 3 評価実施手引書
- 4 訪問調査実施要項

令和3年秋頃改定

- 5 法科大学院重要事項変更届・
法科大学院対応状況報告書作成
要領
- 6 法科大学院認証評価に関する
Q & A

概要

- 1 評価基準、評価方法に関すること
- 2 自己評価書の記入方法に関すること
- 3 評価者の評価方法に関すること
- 4 訪問調査に関すること

4 巡目の法科大学院認証評価のポイント (1)

法科大学院認証評価のサイクルが4巡目に入ることにあわせて、評価基準や評価方法の大幅な見直しを行った。なお、サイクルとしては令和3年度から4巡目となるが、申請がなかったため、評価実施は令和4年度からとなる。

4巡目の法科大学院認証評価のポイントは、以下のとおり。

1. 「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」
(中教審法科大学院等特別委員会(令和2年6月17日))を踏まえ、
法科大学院の教育活動等の質保証について重点的な評価を行う
2. 法科大学院の教育活動等の質保証に関する基準のうち、特に重視される
基準を「重点評価項目」とし、これを満たしていない場合は「評価基準
に適合していない」と判断する
3. 評価基準本体は概括的で簡素なものとし、「自己評価実施要項」に自己
評価を行う際に分析すべき項目や確認すべき法令上の要件等を記載する
(続く)

4 巡目の法科大学院認証評価のポイント (2)

(続き)

4. 自己点検・評価の結果に基づき、教育活動等の質が確保されていると判断される法科大学院については効率的に評価を行う一方、課題等が指摘される法科大学院については詳細な確認を行うなど、**各法科大学院の状況に応じた評価を行う**
5. 法科大学院が具体的かつ客観的な指標・数値により教育の実施状況等を自己分析できるよう、**自己評価書について文章による説明を極力削減**し、予め例示した根拠資料等の提示で足りるものとする
6. 次の評価を受けるまでの間、毎年度提出を求めていた「**法科大学院年次報告書**」を**廃止**し、必要に応じて「法科大学院重要事項変更届」や「対応状況報告書」を提出することとする

4 巡目の法科大学院認証評価のポイント (説明) (1)

1. 「法科大学院制度改革を踏まえた認証評価の充実の方向性について」
(中教審法科大学院等特別委員会(令和2年6月17日))を踏まえ、
法科大学院の教育活動等の質保証について重点的な評価を行う
 - 法科大学院等特別委員会から示された「方向性」
(基本的な方向性)
 - 認証評価を、より効果的・効率的なものとして機能させ、各法科大学院における自律的な質保証の取組や、教育の充実に向けた自主的・積極的な取組を促進
 - 評価方法をより合理化させるとともに、評価結果や客観的な指標に基づきより実質的かつ重点的に評価を行う
 - 関係法令の趣旨を踏まえつつ、各法科大学院の特色ある教育研究がより進展する評価を行う

4 巡目の法科大学院認証評価のポイント (説明) (2)

1. (続き)

- 法科大学院等特別委員会から示された「方向性」(続き)
(具体的な方向性)
 - 形式的な評価の効率化
 - 教育内容・方法等に関する実質的かつ重点的な評価
 - 過去の評価結果や客観的な指標に基づく評価対象校の重点化 など

- 「方向性」に対応し、**評価基準や評価方法を大幅に変更**(具体的な変更内容は2. 以下で説明)

4 巡目の法科大学院認証評価のポイント (説明) (3)

1. (続き)

- あわせて、**近年の法令改正に対応**
 - 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の改正
(令和元年6月26日公布、同日から令和4年1日まで段階的に施行)
 - これに伴う、学校教育法施行令、専門職大学院設置基準等の改正
(令和2年4月1日以降順次施行)
 - 学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の改正 (一部の規定は令和2年4月1日から、それ以外の規定は令和4年4月1日から施行)

4 巡目の法科大学院認証評価のポイント (説明) (4)

2. 法科大学院の教育活動等の質保証に関する基準のうち、特に重視される基準を「重点評価項目」とし、これを満たしていない場合は「評価基準に適合していない」と判断する
- 領域2「法科大学院の教育活動等の質保証」に含まれる6つの基準のうち、4つの基準を「重点評価項目」に設定（基準の内容については後ほど説明）
 - これら4つの基準のうち1つでも満たしていない場合は、他の基準の状況に関わらず、「評価基準に適合していない」と判断する（ただし、これらの基準を満たしていない場合は、同領域のその他の基準や他の領域における基準も「満たしていない」状況である可能性が高い）

4 巡目の法科大学院認証評価のポイント (説明) (5)

3. 評価基準本体は概括的で簡素なものとし、「自己評価実施要項」に自己評価を行う際に分析すべき項目や確認すべき法令上の要件等を記載する

➤ 基準の数を大幅に削減し、「解釈指針」は廃止

3 巡目：1 1 章、5 2 基準、1 3 2 解釈指針

4 巡目：5 領域、2 1 基準

➤ 従来は基準や解釈指針に法令等の文言を引用していたが、法令改正のたびに評価基準の改定が必要になり、煩雑な文章になっていたため、改定後の評価基準では、直接的には引用しない

旧基準 1 1 - 2 - 1

法科大学院の教育活動等の状況、並びに自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって公表されていること。

解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 1 (1) ~ (1 3)、解釈指針 1 1 - 2 - 1 - 2 ~ 6

↓

新基準 1 - 3

法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

4 巡目の法科大学院認証評価のポイント (説明) (6)

3. (続き)

- **自己評価実施要項を大幅に改定**し、「別紙1 基準ごとの分析を行う際の手順等について」において、基準ごとに、「分析項目」、「分析の手順」、「分析項目に係る根拠資料・データ」及び関係法令等を具体的に記載（次ページを参照）

4 巡目の法科大学院認証評価のポイント (説明) (6-続き)

3. (続き)

(例)

基準ごとに1つ～最大9つの分析項目が設定されている

基準 1 - 3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

分析項目 1 - 3 - 1 法令により公表が求められている事項を公表されていること

【分析の手順】

この手順に沿って自己評価を行う

法科大学院の目的、方針その他法令が定める教育研究活動等についての情報を、社会に対し、刊行物の配布、ウェブサイトへの掲載等の方法により広く公表していることを確認する。

【分析項目に係る根拠資料・データ】

法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式 1 - 3 - 1）

<関係法令>

学校教育法第 109 条、113 条

...

自己評価の際に用いる根拠資料・データの例。
この項目には様式が用意されているため、様式に沿って作成すればよい。原則として公表されることに注意

自己評価の際に参照する

4 巡目の法科大学院認証評価のポイント (説明) (7)

4. 提出された自己評価書等の書面審査に基づき、教育活動等の質が確保されていると判断される法科大学院については効率的に評価を行う一方、課題等が指摘される法科大学院については詳細な確認を行うなど、**各法科大学院の状況に応じた評価を行う**
- 3巡目までは、対象校の状況によらず一律な評価を実施していたが、4巡目においては、対象校から提出された自己評価書等を分析・調査した結果、**教育活動等の質が確保されていると判断された場合は、その後の調査事項の省略や、訪問調査日程の短縮を行う**
 - 逆に、自己評価書等の分析・調査の結果、**課題があると考えられる場合は、資料・データ等の追加提出を求め、詳細な確認を行う**
 - 3巡目までは、旧評価基準第8章（教員組織）の基準を満たしているかどうかの判断を行うため、専任教員と法律基本科目又は必修科目を担当する兼任教員・兼任教員の**業績調書の提出**を求めていたが、**4巡目においては原則不要**となる。ただし、自己評価書等を分析・調査した結果、教員の質の確保に課題があると考えられる場合は、教員の採用・任用や教員評価に使用した資料の提出を求める可能性がある

4 巡目の法科大学院認証評価のポイント (説明) (8)

5. 法科大学院が具体的かつ客観的な指標・数値により教育の実施状況等を自己分析できるよう、自己評価書について文章による説明を極力削減し、予め例示した根拠資料・データ等の提示で足りるものとする
- 自己評価書については、冒頭の「目的」や「特徴」を除き、基本的には文章を記述する必要はなく、分析項目ごとに根拠資料・データ等を提示するのみ
 - ただし、根拠資料・データ等では内容を十分に立証できない場合や、既定の「分析項目」では自己評価できない活動がある場合、取組における個性や特色、留意すべきことなどがある場合は、「特記事項」欄に記述する
 - また、「優れた成果が確認できる取組」や「改善を要する事項」がある場合も、所定の欄に記述する
 - 評価結果において「優れた点」や「特色ある点」として取り上げてほしい取組があれば、積極的にアピールを

4 巡目の法科大学院認証評価のポイント (説明) (9)

6. 次の評価を受けるまでの間、毎年度提出を求めていた「**法科大学院年次報告書**」を廃止し、必要に応じて「**法科大学院重要事項変更届**」や「**対応状況報告書**」を提出することとする
- 機構の評価を受けた法科大学院に対して毎年度提出を求めていた「**法科大学院年次報告書**」については、令和4年度から廃止。教育課程や教員組織等に重要な変更又は状況の変化があったときは、「**法科大学院重要事項変更届**」を提出することとする
 - また、評価において「満たしていない」とされた基準があった場合に提出を求めていた「**対応状況報告書**」についても、**毎年度の報告は求めない**ことと、対応が完了した時点において提出することとする。ただし、対応が完了していない場合であっても、評価を受けた後、3年度目までには状況について報告することとする
 - 令和3年秋頃に届出等の作成要領を改定し、公表する

4 巡目の評価基準の構成

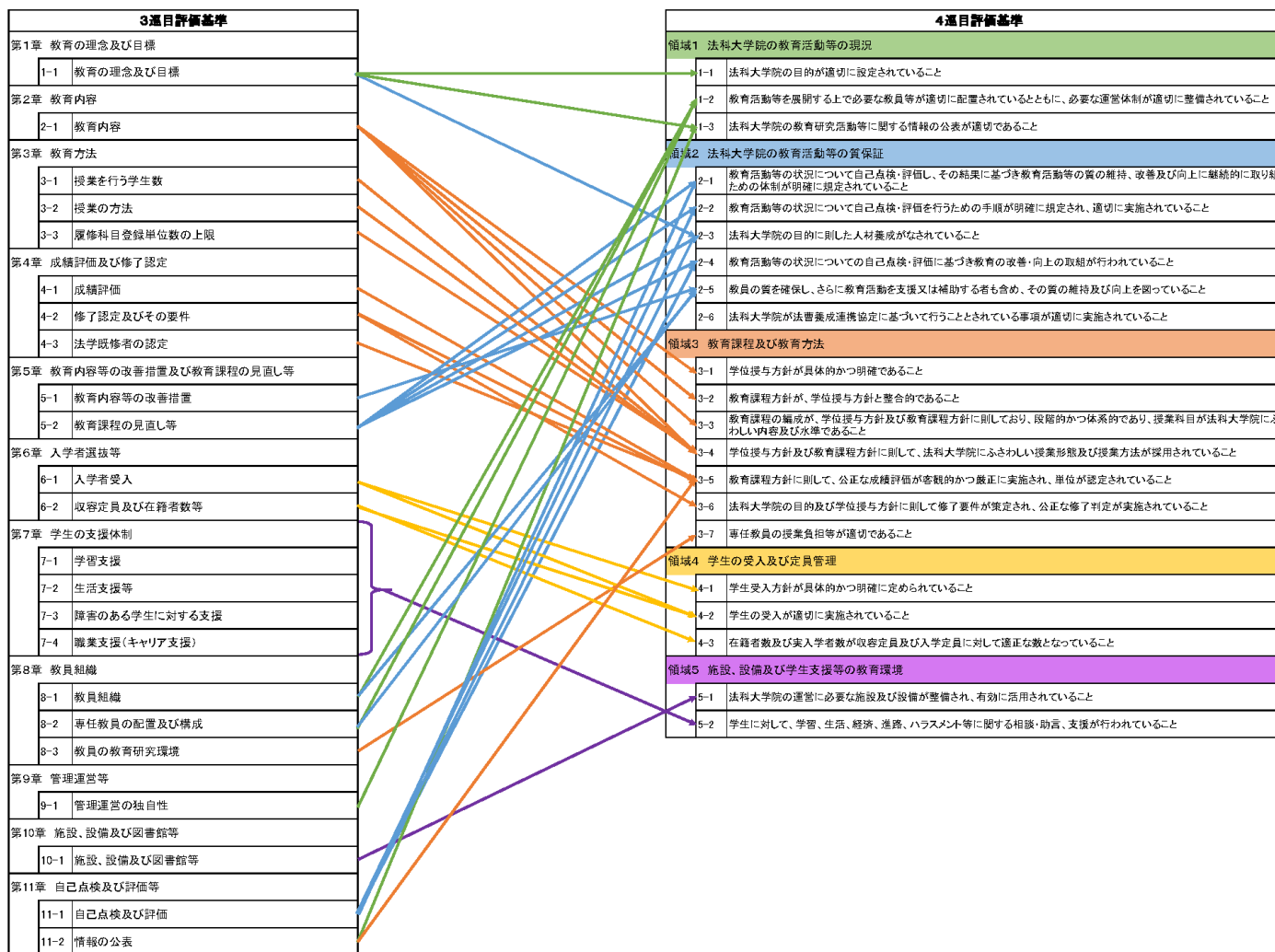
5 領域に分類される 21 の基準から構成

- 領域 1 法科大学院の教育活動等の現況
- 領域 2 法科大学院の教育活動等の質保証
- 領域 3 教育課程及び教育方法
- 領域 4 学生の受入及び定員管理
- 領域 5 施設、設備及び学生支援等の教育環境

※領域 2 の教育活動等の質保証に関する基準のうち、特に重視される 4 つの基準については「重点評価項目」として位置付け

3巡目と4巡目の法科大学院評価基準の対応関係

3巡目と4巡目の法科大学院認証評価基準の対応関係



領域 1

教育の理念及び目標の達成状況

基準

基準 1 - 1 法科大学院の目的が適切に設定されていること

基準 1 - 2 教育活動等を展開する上で必要な教員等が適切に配置されているとともに、必要な運営体制が適切に整備されていること

基準 1 - 3 法科大学院の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること

概要

- 3 巡目基準における、「第 1 章 教育の理念及び目標」、「第 8 章 教員組織」のうち設置基準に定める必置教員数、「第 9 章 管理運営等」、「第 11 章 自己点検及び評価等」のうち情報の公表に関する評価項目を領域 1 として再構成
- 法曹養成連携協定を締結している場合は、同協定に関連して法令により公表が求められている情報の公表についても基準 1 - 3 で確認

領域 2

法科大学院の教育活動等の質保証

基準

基準 2 - 1 (重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価し、その結果に基づき教育活動等の質の維持、改善及び向上に継続的に取り組むための体制が明確に規定されていること

基準 2 - 2 (重点評価項目) 教育活動等の状況について自己点検・評価を行うための手順が明確に規定され、適切に実施されていること

基準 2 - 3 (重点評価項目) 法科大学院の目的に則した人材養成がなされていること

基準 2 - 4 (重点評価項目) 教育活動等の状況についての自己点検・評価に基づき教育の改善・向上の取組が行われていること

基準 2 - 5 教員の質を確保し、さらに教育活動を支援又は補助する者も含め、その質の維持及び向上を図っていること

基準 2 - 6 法科大学院が法曹養成連携協定に基づいて行うこととされている事項が適切に実施されていること

概要

- 主に、3巡目基準における、「第5章 教育内容等の改善措置及び教育課程の見直し等」、「第11章 自己点検及び評価等」のうち自己点検及び評価に関する評価項目を領域2として再構成
- 基準2 - 1、2 - 2、2 - 3及び2 - 4は「重点評価項目」
- 基準2 - 6については、法曹養成連携協定を締結していない場合は確認不要

領域 3

教育課程及び教育方法

基準

- 基準 3 - 1 学位授与方針が具体的かつ明確であること
- 基準 3 - 2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること
- 基準 3 - 3 教育課程の編成が、学位授与方針及び教育課程方針に則しており、段階的かつ体系的であり、授業科目が法科大学院にふさわしい内容及び水準であること
- 基準 3 - 4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、法科大学院にふさわしい授業形態及び授業方法が採用されていること
- 基準 3 - 5 教育課程方針に則して、公正な成績評価が客観的かつ厳正に実施され、単位が認定されていること
- 基準 3 - 6 法科大学院の目的及び学位授与方針に則して修了要件が策定され、公正な修了判定が実施されていること
- 基準 3 - 7 専任教員の授業負担等が適切であること

概要

- 主に、3巡目基準における、「第2章 教育内容」、「第3章 教育方法」、「第4章 成績評価及び修了認定」、「第8章 教員組織」のうち教員の教育研究環境に関する評価項目を領域3として再構成

領域 4

学生の受入及び定員管理

基準

- 基準 4 - 1 学生受入方針が具体的かつ明確に定められていること
- 基準 4 - 2 学生の受入が適切に実施されていること
- 基準 4 - 3 在籍者数及び実入学者数が収容定員及び入学定員に対して適正な数となっていること

概要

- 3巡目基準における「第6章 入学者選抜等」から大きな変更はなし

領域 5

施設、設備及び学生支援等の教育環境

基準

基準 5 - 1 法科大学院の運営に必要な施設及び設備が整備され、有効に活用されていること

基準 5 - 2 学生に対して、学習、生活、経済、進路、ハラスメント等に関する相談・助言、支援が行われていること

概要

- 3巡目基準における「第7章 学生の支援体制」及び「第10章 施設、設備及び図書館等」を領域5として再構成
- 基準5 - 1 及び基準5 - 2 に関しては、前回の法科大学院認証評価において「改善すべき」等が指摘されておらず、かつ、その後に特段の変更がない場合は、改めて現在の整備状況を詳細に確認する必要はない